

労災申請書類 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

労災申請書類 簡単まとめ

労災認定の主な基準

労災保険（労働者災害補償保険）は、労働者の業務上の事由または通勤による負傷、疾病、障害、死亡等（業務災害・通勤災害）に対し必要な保険給付を行う制度です。

業務災害認定は、事業主の支配下での災害（業務遂行性）と業務に起因する災害（業務起因性）の2要件を満たすことが必要です。

精神障害の労災認定は、主に以下の3要件を総合的に判断して行われます。

1. 認定対象となる精神障害（うつ病、適応障害等）を発病していること
2. 発病前おおむね6か月間に「業務による強い心理的負荷」が認められること
3. 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

主な労災保険給付と請求書

- ・療養（補償）給付：様式5号/16号の3（労災指定医療機関での治療）、様式7号/16号の5（指定外医療機関で費用を立替払いした場合の費用請求）

労災申請書類 簡単まとめ

主な労災保険給付と請求書

- ・休業（補償）給付：様式8号/16号の6（療養のため4日以上休業し賃金を受けない時）
- ・障害（補償）給付：様式10号/16号の7（症状固定後、後遺障害が残った時）
- ・遺族（補償）給付：様式12号/16号の8（労働者死亡時・遺族補償年金の場合） 主な添付書類例：死亡診断書など、戸籍謄本、死亡した労働者に生計を維持されていたことを証明する書類

（業務災害用は「様式●号」、通勤災害用は「様式第16号の●」と表記）

労災申請（療養補償給付）の基本手続き

1. 労災発生後、速やかに労災指定医療機関等で受診。
2. 給付内容に応じた請求書を厚生労働省HP等から入手し作成。事業主の証明が必要な箇所あり。

労災申請書類 簡単まとめ

労災申請（療養補償給付）の基本手続き

3. 請求書と添付書類を提出先に提出。

4. 所轄労働基準監督署による調査・認定を経て給付決定。

※労災で労働者が死亡・休業した場合、労基署に報告する手続き（労働者死傷病報告）もあります。

労災保険の各種給付申請の書類の提出先

・療養の給付請求書（様式5号、様式16号の3）：受診した労災指定医療機関・薬局

・療養の費用請求書（様式7号、様式16号の5）、休業給付請求書（様式8号、様式16号の6）等、他の多くの給付請求書：所轄の労働基準監督署長

※労災で労働者が死亡・休業した場合、労基署に報告する手続き（労働者死傷病報告）もあります。